

国ごとのユニークな取り組み

韓国では民主化の進展、行政におけるOA化・電子化などを背景に、1999年「公共機関の記録物管理に関する法律」が制定された。記録を管理し、情報公開を推進することで、国政運営のアカウンタビリティが確保される。このための専門機関の設立と専門職員の配置を規定している。

中国では档案の収集、保存と利用に関する法律や各種規定に裏付けられて、中央に強い指導監督の権限が与えられている。法律の違反に対する罰則の適用はその一例であるが、同時に他の模範となる事例には表彰制度が設けられている。こうした権限を背景に档案の活用を通じた経済効率の向上を目指している。

アメリカの大統領図書館制度は、大統領在職中の記録を国の記録と位置づけ、大統領任期終了後大統領がその記録の保存公開施設を建設し、その施設の運営、記録の保存公開等については国立公文書記録管理局が責任を持つ制度で、日本には類を見ないものである。

カナダの国立公文書館と国立図書館の統合再編は、経費や人員の削減のためではなく、電子革命時代の戦略的な再編と位置づけられた意欲的な試みで世界の注目を集めている。

1 韓国における記録物管理法制定の背景と大統領記録の保存

(1) 法律制定の背景

金大中氏が大統領に就任した当時、大統領の統治記録をはじめ、政府記録やIMF 救済金融要請決定などに関わる記録はそれが国運を左右する重大な案件にも拘らず、ほとんど残っていなかった。そこで国家の公的記録に対する管理・保管の問題が浮かんた。しかも大統領文書の場合、在任中の公式記録物は大統領職の退任とともにその大統領や秘書官らによって私有化された。その結果、政府記録保存所には歴代大統領の一番重要な治績に関する記録さえ見つけがたい結果を呼んだのである。国家記録の体系的な生産や保存、活用体系を確立するという趣旨から『韓国国家記録研究院』が創立された。国家の公的記録物保存に関連した法律の制定が推進された。世界先進各国の例と比べて韓国の記録保存関連の法令は不備であることは以前から学界や政府記録保存所等の政府機関によって引続き提起されていた。そこに、当時国家記録物の任意的な破棄にまで至る羽目となった最も根本的な理由は未だに国家記録物に関する法律が定められていなかったためだ、という社会的な認識が拡大されたこともあって、結局『記録物管理法』は制定されることになった。

出典：田美姫「韓国の『記録物管理法』制定とその課題」 「史料館報」第70号、1999年3月

(2) 法律制定の背景と推進力

① 成立の背景

- ・民主化の進展（植民地時代から解放され、戦争、革命、軍事クーデターなどがあり、社会的混乱状態が続いていた。したがって、記録管理や情報公開への関心はなかった。民主化の進展により記録・文化財への関心が高まってきた）

・行政的なOA化や電子化の波

② 法律制定の推進力は

以前の所長（金氏）がその中心であったと考えられる。1969年開設から34年間で25,6名の所長がおり、任期は短く、昇進過程の中に入っている。当時4年勤めていた金所長が中心になって、歴史学のセミナー（歴史学者）、文献情報学と協力した。時代的には民間部門の要求はとても強かった。今でも情報公開を使って、記録管理の面を監督管理する様子も見られる。情報公開の受け取りの担当を資料館ですむように、法律で規定している。情報公開をするには記録が残っていること、韓国ではあまり記録が残っていない状況から、まず記録を残すこと、それから情報公開。資料館の今の担当者は専門的なものではないから、専門的なものが配置されるべきと考えている。

(3) 現実と今後の課題

① 現実

機関によって差は当然ある。現在保存所で一番力を入れているのは、中央行政機関を一番のターゲットとして力を入れている。中央行政機関の資料館は2004年1月1日からである。情報公開の面ではとても積極的、政治も積極的。時代の要求に迫られている状況である。資料館はそれぞれの役所の中にある。資料館は行政機関の総務課、企画を担当する課のなかに置かれる。記録管理の制度としては、別の機関があったほうが普通と考えるが、韓国では行政機関の中にあって、その中で、推進されることになるから問題が生じるかもしれない懸念がある。韓国的な制度であると理解いただきたい。7年の間（作成後2年で資料館に引き継がれ、7年後専門管理機関へ移管）、情報公開を担当する。資料館が概念的にレコードセンターといえることができる。資料館から保存所への移管は義務付けられている。

② 職員

韓国では12か所の大学院で専門課程、ほかは特殊大学院があり、修士課程がある。記録管理学の教育を受けて、卒業すれば、資格がもらえる。公務員職列（職員制度の中に入れる）の新設が今年の課題である。本来の意味のアーキビストではないけれど、基本的な認識、歴史的な認識をもっている人が入って、そういう人を中心に記録管理の制度を整備しながらいこうと考えている。韓国では、「研究士」とか「研究官」としての役割ではないかと予想しているが、今の段階でははっきり言えない。行政機関は「研究士」となる可能性は高い。

③ 膨大な量から何を50、100年後残すか、有能なアーキビストをどう養成するか

大きな問題で悩んでいる。今の段階では、韓国の記録保存所の課題の一番は、収集、量が多すぎてもいいから、まず収集。評価は後でしましようと考えている。専門家の養成が遅れたのが原因でもある。評価以前に制度的に理解して収集することが韓国では重要な課題。政府記録保存所において現段階で呼んでいる「評価」は本当の評価ではない。前もって「永久」とか「準永久」文書に評価されたものが移管されるわけだから、あまり評価することには問題にはならない。分類基準表はリテンションスケジュールであるから、分類基準表を通して評価をするわけだから、そういう仕事を担当する係が別にある。

以上(2)～(3)韓国政府記録保存所学芸研究士李炅龍氏の説明による

(4)大統領記録の保存

①関連法規

公共機関の記録物管理に関する法律第 13 条（大統領関連記録物管理）、第 8 条（大統領記録館）、同法施行令第 28 条（大統領関連記録物の保存管理）

②主要内容及び処理手続き

- i 大統領記録物 管理制度 定着 及び 発展対策 樹立
- ii 大統領関連記録物 収集（大統領秘書室等）
- iii 整理 及び 評価分類（整理、リスト登録、評価分類、媒体収録）
- iv 活用方案（リスト刊行、インターネット閲覧サービス、活用法研究）

www.archives.go.kr/gars/girok/president.asp

③収集物

大統領関連一般文書 168,365 件（2003.6.30 現在）

オーディオ類：大統領新年辞、記者会見など

ビデオ類：大統領海外巡回など

スクラップ類：大統領執務関係

区分	係	大統領秘書室	各機関
合計	168,365	121,353	47,012
李承晩	5,257	2,121	3,136
尹潽善	1,533	23	1,510
朴正熙	26,408	5,392	21,016
崔圭夏	1,321	135	1,186
全斗換	12,701	2,663	10,038
盧泰愚	5,601	1,562	4,039
金泳三	8,433	2,557	5,876
金大中	106,932	106,900	32
ほか	179	0	179



1983 年 暗殺された フィリピンのニノイ・アキノ氏が 帰国前に “私に何か生じたらキム・デジュン議員に伝えて”と 託したタイプライター。キム・デジュン前大統領とアキノ上院議員は 1980 年代の初め 亡命地である アメリカで 深い 友情と 信頼を結んだといわれる。

2 強い権限で経済発展に寄与する中国の国家档案局

中国では档案の収集、保存と利用に関する法律や各種規定に裏付けられて、中央に強い指導監督の権限が与えられている。法律の違反に対する罰則の適用はその一例であるが、同時に他の模範となる事例には表彰制度が設けられている。こうした権限を背景に小はコミュニティー

の住民サービスや町おこしのレベルから、大はロケット開発や原子力発電所の調査研究費の経費削減まで、檔案の活用を通じた経済効率の向上を目指している。

(1) 調査チームの派遣

各檔案作成部局における檔案の移管と保存、利用に関して、関係の法規出定めたとおりに実施されているかどうかを調査するため、毎年国家檔案局長、同副局長を中心に、**10**から**20**の調査チームを各政府機関に派遣し、問題点の早期発見に努めている。その結果、檔案法およびその実施方法の規定に基づき、「檔案の収集、整理、保存及び提供利用等の面で顕著な成績を収めた組織又は個人」に対しては表彰し、違反者に対しては行政処分乃至は刑事処罰を適用している。

(2) 法令が定める罰則および表彰の事例は次のとおり。

○罰則が適用される場合

- i 国家が所有する檔案を破損、紛失した場合
- ii 国家が所有する檔案を勝手に提供、複写、公布、廃棄した場合
- iii 檔案を改ざん、偽造した場合
- iv 檔案法第**16**条（集団又は個人が所有する保存価値があるか秘密を保持すべき檔案に対する保全義務）、第**17**条（国家が所有する檔案の売却禁止）の規定に違反して檔案を勝手に売却或いは譲渡した場合
- v 檔案を転売して利益を得たか或いは檔案を外国人に売却、贈呈した場合
- vi 檔案法第**10**条（集中管理庫への移管）、同第**11**条（檔案館への移管）の規定に違反して、規定どおりに集中保存に応じなかったか或いは期日どおりに引渡さなかった場合
- vii 保存している檔案が危険に直面していることを明らかに知りながら措置を講じず、檔案の損失をもたらした場合
- viii 檔案業務従事者の過失により檔案の損失をもたらした場合（以上檔案法第**24**条）
- ix 国外持ち出しを禁じている檔案或いはその複製品を国外に持ち出そうとするものは税関で没収し、罰金を併科できる。没収した檔案或いはその複製品は檔案行政管理部門に引渡し、犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追究する（以上同法第**25**条）。

○表彰が適用される場合

- i 檔案の収集、整理、提供及び利用に対して顕著な成績を収めた場合
- ii 檔案の保存及び現代化した管理に対して顕著な成績を収めた場合
- iii 檔案学の研究に対して重要な貢献を行なった場合
- iv 重要な或いは貴重な檔案を国家に寄贈した場合
- v 檔案関係の法律、法規に違反する行為と戦い、突出した働きをした場合（以上檔案法実施方法第**6**条）。

(3) 経済発展への貢献例

中国では経済の発展に伴って国有企業改革や政府の機構改革が大きく進展した結果、人口の

流動化が進み、これまで所属する企業や政府機関が行なっていた住宅、医療、年金、失業、生活保障等に関する档案業務が企業や政府機構から居住区（「社区」と称され、コミュニティと訳されることが多い）に移される傾向にある。このため、国家档案局では新たな時代のニーズに応える新たな档案業務として上海、天津、南京、武漢などの大都市をテストケースにして雇用促進、健康管理、地域振興など地域の経済活性化に档案を活用する試みを進め、今後5年以内に全国**1500**の大中都市と**8万**の居住委員会に社区を建設し、各地の档案部門がこれらの社区で地元密着型の档案業務を展開していくこととしている。同時に、経済と科学技術の分野でも档案を利用して如何に経済効率の向上に役立てるかに注意が払われている。広東省大亜湾の原子力発電所では档案を利用したことで調査研究にかかる資金**200**余万元（**3000**万円、1元は約**15**円）が節約できたこと、同様に宇宙ロケットの研究開発分野で**1**億元の経費が節減できたことや、青島煙草工場が生産するたばこの有名ブランド「哈德門」の商標登録により**4**億元の利益をあげたことなどが具体例として報告されている。

3 アメリカの大統領図書館制度〔Presidential Libraries〕

日本にはないが、アメリカの **NARA** にある機能の1つに大統領図書館部門がある。今回の調査で、この部門の副部長 **Richard L. Claypoole** 氏より大統領図書館についての説明を受けた。はじめに「この部門は、**NARA** における最も重要な部門である」との紹介があった。

(1) 歴史

1955年、アイゼンハワー大統領によって大統領図書館の設置が決定された。それ以前は**1941**年にフランクリン・ルーズベルトが在職中に建設したものがあった。基本的には大統領を辞めた後に建設するのが通例。現在**10**人の大統領図書館がある。**2004**年**11**月にはクリントン大統領図書館が開設される予定。なお、ニクソン大統領図書館は個人的なものがカリフォルニアに建設されたが連邦政府の正式な図書館ではなくニクソン大統領関係記録は **NARA** が保管している。

2002年度 大統領図書館所蔵資料

大統領名	紙資料 (pages)	マイクロフィルム(rolls/cards)	写真(items)	フィルム (feet)	ビデオ (h)	オーディオテープ (h)	オーディオディスク (h)	立体物
Hoover	8,606,546	1,380	43,403	155,591	143	521	78	5,481
Roosevelt	16,803,765	687	137,337	308,676	28	1,024	1,108	24,746
Truman	15,481,236	5,835	108,214	335,955	267	463	464	27,169
Eisenhower	23,505,691	976	323,451	760,236	556	1,119	278	37,256
Kennedy	34,736,392	22,670	146,542	7,271,933	1,324	7,400	728	16,980
Johnson	36,907,431	3,469	620,107	824,877	8,258	13,587	0	37,105
Nixon*	46,110,000	5,312	435,000	2,200,000	3,900	1,490	0	30,000

Ford	21, 401, 597	4, 333	330, 872	786, 907	1, 762	3, 414	563	8, 184
Carter	33, 727, 230	0	525, 620	1, 120, 080	1, 686	2, 000	0	40, 053
Regan	53, 879, 750	7, 000	1, 629, 382	774, 000	19, 651	13, 728	866	100, 855
Bush	43, 052, 772	0	1, 506, 096	273	2, 413	672	28	103, 181
Clinton*	76, 800, 000	0	18, 500, 000	0	12, 000	5, 000	0	75, 000
Total	411, 012, 410	51, 662	24, 306, 024	14, 538, 528	51, 988	50, 418	4, 113	506, 010

(NARA Annual Report 2002 より)

*Nixon 大統領関係記録は NARA で保管。Clinton 大統領図書館は 2004 年 11 月開館予定

1978 年に **Presidential Library Act** が制定されるまでは、大統領記録は大統領個人に帰属していた。この法律以後、大統領在職中の記録は連邦政府の財産となり、NARA の大統領図書館部の管理下にある。機密関係の審査 [security review] を受けた後に公開され、資料目録 [finding aid] が作成され一般市民の利用に供される。

レーガン大統領までは大統領図書館は連邦政府の資金で建設された。その後法律改正が行われ、連邦政府資金の拠出が減り、大統領が財団を作って建設費用の資金集めを行うことが義務付けられた。NARA は大統領図書館の運営資金を拠出し、資料の保存や職員配置について責任を持つ。建設に当たっては NARA の詳細な建設仕様を満たすことが条件となっており、その条件を満たさない場合、NARA は建物の受け渡しを拒否することもできる (拒否の前例はない)。

(2) 法律

1978 年の大統領記録法 (合衆国法律集 **USC 44 Chapter22**) を基本とする。

合衆国法律集 (USC) 44 § 2202

合衆国は、大統領記録について完全な所有権、占有権、監督権を留保、保持するものとし、この記録は、本章の条項にしたがって管理されるものとする。

続く § 2203 において、大統領による大統領記録処分に関する規定、大統領任期終了後の合衆国アーキビストによる大統領記録の管理、監督、保護、公開に対する責任を定める。

(3) 機能



名称は図書館 [library] であるが、博物館の機能も多分に持っている。各図書館では常設展示のほかに年に 1、2 回の特別展を開催しており、文書資料だけでなく、展示にふさわしいモノ資料も数多く所蔵。大統領の子供時代から在職時代まで、執務関係記録だけではなく家族や全人的な紹介を目的としている。

入館者の多くは、記録の閲覧ではなく展示を目的にやってくる。最近の企画展ではブッシュ大統領図書館で「父と子 [Fathers and Sons]」という展示会があり Adams 大統領親子と Bush 大統領親子を取り上げた (写真参照。ブッシュ大統領図書館ホームページより)。また今年の 2 月、J.F. ケネディ大統領図書館で「大統領の録音

テープ」〔**Presidential Tapes**〕に関する2日間の会議を行った。

大統領図書館のミッションは、一般の衆目を大統領図書館に集めることである。図書館所蔵の記録や展示品をつかって、教育のための教材を提供することも行っている。たとえば過去の大統領が行ったことが現在の生活にも影響を与えていることを子供たちに教えるような記録を提供する。8～12年生までの学童を対象としたロールプレイゲームも評判が高い。これは子供たちに（大統領や補佐官など）の役を与えて、当時の記録を材料とし、ある事例についてどのように政策決定するかを体験学習させるもの。このような教育は、現在の連邦政府の役割への理解を深めるために重要である。

大統領図書館はそれぞれインターネットのHPをもっており、多彩なプログラムを提供している。NARAのHPからアクセス可能で、このようなサイトを通じ大統領図書館への関心を国際的にも広めることをめざしている。

4 カナダ国立公文書館と国立図書館の統合再編

2002年9月、国立公文書館と図書館の再編統合が発表された。今回の調査において、再編担当次官補、**Andree Delagrave**氏から統合について説明を受けた。**Delagrave**氏は2つの組織の再編のために配置され、国立図書館長と国立公文書館長に報告の義務がある。司書でもアーキビストでもなく、元々は弁護士とのことだった。

(1) この再編の目的

今回の再編は、2つの組織の単なる統合〔**merger**〕ではなく、組織の再編〔**transformation**〕である。つまり、21世紀に向けて国立図書館と国立公文書館を1つの組織**Library and Archives of Canada (LAC)**に再編することには次のような戦略的な意味がある。

- ・2つの組織が持つ知的資源を統合することでカナダ国民とカナダ政府の変化する情報需要に応えるため。
- ・図書館には500人、公文書館には600人の知的専門家がいる。彼らの専門的知識や創造力を統合することで知的集約〔**critical mass**〕を生み出す。
- ・未来に対応できるように組織を位置づける。
- ・カナダ国民に、そして政府にもよく知られた〔**well known**〕組織とする。

なぜ、1つの組織にするのか？〔**Why a single institution?**〕それは情報技術の発達（電子化）が変化を不可避としたからである。2つに分かれている意味がない。

- ・2つの館が所蔵する資料（情報）が統合化〔**conversion**〕してきた。
- ・電子革命〔**digital revolution**〕によってコンテンツがデジタル化したために何が書物であり何が記録であるかの境界がなくなってきた。資料の新しい形態の誕生。〔情報、知的資産のような新しいコンセプトが必要〕
- ・図書館と文書館が補完的〔**complementary**〕な関係となった。司書のスキルとアーキビストのスキルが双方とも変化し、両者の技術や能力を統合することでより需要にあったサービスが可能となる。1つになることで相乗効果〔**synergy**〕が生まれる。

- ・ 1 になることにより利用者への利便性がアップする。より簡単なアクセス、より強化されたアウトリーチ、より多くのカナダ国民への情報の到達が可能。
- ・ 資源の効果的な利用。
クライアントであるカナダ国民とカナダ政府の新しい需要に応える。(政府もクライアント)
例：以前は図書館と公文書館はそれぞれ別の入館証(カード)で管理されていた。そのため利用者は同じ調査でもそれぞれの館を利用するたびに手続を踏む必要があった。現在では公文書館と図書館それぞれのサービスを同時に利用できる。

(2) 再編の意義や背景

- ・ この再編は政治的な上からの圧力でなされたものではない。両館長が合意して共通のビジョンを持った上で首相〔**Minister**〕への提言がなされ、議会の所信表明演説〔**Speech from the Throne**〕で発表され、政治的にも高い評価を得た。
- ・ 再編にありがちなコスト削減及び人員削減目的としたものではない。強制されたものではなく、**2**つの組織が望んだ方針であり極めて幸運であった。既に**IT**化によって両組織には共有の機能があり人員削減にはならない。
- ・ 世界的にも初めての試みで、オーストラリア、ニュージーランド、オランダ等でも関心をもっている。
- ・ 新しい組織を生み出すためには新しい法律が必要である。両組織の既存の法律を調整し、ている。また両組織が扱う情報資源を表す新しい用語〔**Documentary Heritage of Canada: DHC**〕もそのために必要となった。法案(**Bill C-36**)は既に議会に提出されており今後**2-3**ヶ月で成立する見込みである。
- ・ 再編に対しては特別な予算が組まれた。再編予算として**750**万カナダドルが組まれた。超党派の支持を得ている。ホームページの統合やシステム統合の資金となる。

(3) 新しい組織の目的(法案 C-36)

法案の前文〔**Preamble**〕に、再編後の新しい組織の目的を明示した。(これまでの組織の法律にはなかった)

- ・ 現在と未来の世代のために、カナダの記録遺産〔**Documentary Heritage of Canada**〕は保存されなければならない。
- ・ カナダ図書館・公文書館〔**Library and Archives of Canada, LAC**〕はすべての人がアクセスできる持続する知識の源として、自由で民主的な社会としてのカナダの文化、社会、経済発展に寄与することを目的とする。
- ・ **LAC** は収集、保存、知識の伝播に携わるコミュニティー(集団)間の協力の機会を提供〔**facilitate cooperation**〕する。
- ・ **LAC** はカナダ政府とその組織の継続的な記憶装置としての役割を果たす。

(4) 類まれな収集資料を統合

伝統的また新しいメディアの双方の記録を統合、すべての図書館、公文書館の所蔵資料が集められる。

- ・ 1900 万冊の図書、定期刊行物、新聞、マイクロフィルム、記録文書、政府刊行物
- ・ 延長 156 キロにも及ぶユニークな文書記録
- ・ 2100 万点の写真、35 万点の美術品
- ・ 1710 年以來の 100 万に及ぶカナダ人の肖像
- ・ 地図、切手、フィルム、ビデオ、音声記録

(5) ユニークな専門性の統合

図書館も文書館もその業務〔business〕は知識であり、その知識は刻々とデジタル化されている。我々は知識ビジネス〔knowledge business〕に従事する専門家集団である。一方、我々は政府記録を管理運営する専門家でもある。図書館と公文書館双方とも、知識の分野で専門知識を生かすことが業務であるとの認識が生まれたときに、双方の職員に心理的な飛躍が起こった。我々のユニークな専門性は 21 世紀を見据えて、知識をアクセス可能な状態に組織化することである。

(6) カナダ人に奉仕するための最新技術の利用

カナダは広い国土に国民が散在する。すべての国民にサービスが届くかは新しい組織にとって成否の鍵を握る重要な課題であった。それが技術革新によって可能になってきた。最新技術の導入により広くカナダ国民にいつでも、どこでもサービスの提供が可能となったことが重要である。そのためには技術の持つ可能性を生かすために業務手順の見直しが必要である。分類方法や目録のあり方も変わってくる。

図書館も公文書館も巨大な組織ではなく、中規模の組織である。両者を統合しても大きな組織とはいえない。地域的な施設も持っていない。しかし最新技術の導入によって新しい可能性が生まれている。

- ・ 国民がカナダのどこに住んでいようとサービスを提供することが可能となった。
- ・ 個人のニーズにあったサービスの提供が可能となった。
- ・ 貴重な記録や壊れやすい記録へのアクセスが可能となった。
- ・ 文書遺産の保存

(7) 我々の考える目的

今回の試みが統合〔merger〕ではなく再編・変革〔transformation〕であることを認識することが重要である。これについては職員たちが考え整理した目的がある。

- ・ カナダに関するすべての形態の情報を一つの組織のもとに収集すること。
- ・ 収集された情報は豊富で多様（多民族、多言語）なカナダ国民の経験を反映すること
- ・ 保存において最先端かつエクセレントであること
- ・ クオリティーサービスを容易に国民が受けることが出来ること
- ・ カナダでの No. 1 レファレンスサイトであること
- ・ 政府の情報管理〔Information Management, IM〕分野での専門性と先導性において中心となること
- ・ 創造的であり、刺激的、協力的、受容的、学際的な職場であること。

【参考文献】

聞き取り調査以外に、以下の出版物およびホームページを参照した。

大韓民国

- 1 政府記録保存所〔GARS〕のホームページ
<http://www.archives.go.kr/>
- 2 金翼漢「エリートモデルの虚と実—新しい韓国のアーキビスト教育」『学習院大学国際シンポジウム「記録を守り記憶を伝える—21世紀アジアのアーカイブズとアーキビスト」報告および討論の記録』学習院大学大学院 2003年
- 3 Lee, Sangmin. "Archives Appraisal in Government Archives." *East Asian Archives*, No. 6, 2000.8, pp.66-84.
- 4 小川千代子『世界の文書館』岩田書院、2000年5月
- 5 金翼漢「韓国のアーキビスト養成についての報告」『全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会報』No. 51 2000年2月
- 6 田美姫「韓国の『記録物管理法』制定とその課題」『史料館報』第70号、1999年3月
- 7 金翼漢「韓国の公文書保存管理制度と民主主義」第6回都道府県政令指定都市公文書館実務担当者研究会議資料1998年
- 8 高橋実「韓国の政府記録保存所を訪ねて」『記録と史料』第3号、1992年8月

中華人民共和国

- 1 中華人民共和国国家档案局ホームページ
<http://www.saac.gov.cn>
- 2 中国人民大学档案学院院长馮惠玲教授の論文「紙メディアを超えて」『学習院大学国際シンポジウム「記録を守り記憶を伝える—21世紀アジアのアーカイブズとアーキビスト」報告および討論の記録』学習院大学大学院 2003年
- 3 国家档案局、中央档案馆編「中国档案年鑑 2000-2001」中国档案出版社
- 4 毛福民主編「永恆的事業」中国档案出版社 2001年5月
- 5 国家档案局政策法规研究司編「中華人民共和国档案法実施辦法」中国档案出版社、1999年
- 6 呉紅「中国の档案雑誌」『アーキビスト』第37号 1996年3月
- 7 李向罡「中国における档案馆専門職員の養成とそのカリキュラムについて」
- 8 李向罡「中国档案界の現状」『北の丸』第25号 1993年3月
- 9 佐藤宏「中国の地方公文書館」『会報』第26号 1992年4月
- 10 高野修「全史料協第二回中国档案馆訪問の報告」『アーキビスト』第26号 1992年4月
- 11 高野修「中国档案馆訪問記」『藤沢市文書館紀要』第14号 1991年3月
- 12 氏家幹人「中華人民共和国档案法（訳）」『北の丸』第20号 1988年3月

アメリカ

- 1 アメリカアーキビスト協会〔Society of American Archivists〕ホームページ
<http://www.archivists.org/>
- 2 有資格アーキビストアカデミー〔Academy of Certified Archivists〕ホームページ
<http://www.certifiedarchivists.org/>
- 3 公文書記録管理局〔National Archives and Records Administrations〕ホームページ
<http://www.archives.gov/>
参照した主なページ
NARA 概要〔About Us〕 http://www.archives.gov/about_us/index.html
NARA 施設紹介〔NARA Facilities〕 <http://www.archives.gov/facilities/index.html>
NARA 基本法令・規則〔NARA Basic Laws & Authorities〕
http://www.archives.gov/about_us/basic_laws_and_authorities/basic_laws_and_authorities.html
NARA 年報〔Annual Reports〕 http://www.archives.gov/about_us/reports/annual_report.html
NARA 記録管理〔Records Management〕
http://www.archives.gov/records_management/index.html
NARA 議会記録〔Records of Congress〕
http://www.archives.gov/records_of_congress/index.html
- 4 Kenneth Thibodeau, "Building the Archives of the Future : Advances in Preserving Electronic Records at the National Archives and Records Administration," D-Lib Magazine, February 2001, Vol. 7, No. 2
<http://www.dlib.org/dlib/february01/thibodeau/02thibodeau.html>
- 5 仲本和彦「米連邦政府における電子記録保存の取り組み」連載第 1～2 回「月刊 IM」Vol.42 No.11～12 2003 年 11 月～12 月
- 6 小原由美子「アーキビストの教育と専門職—アメリカとフランスの事例」「アーカイブズ」第 12 号 2003 年 7 月
- 7 幸地哲「米国の公文書館を見聞して考えること」「沖縄県公文書館研究紀要」第 5 号 2003 年 3 月
- 8 仲本和彦「米連邦政府の中の公文書館」連載第 1～3 回「月刊 IM」Vol.41 No.7～9 2002 年 7 月～9 月
- 9 小原由美子「アメリカのアーカイブズ教育—アメリカアーキビスト協会の新しい教育ガイドライン」「アーカイブズ」第 9 号 2002 年 7 月
- 10 富井幸雄「アメリカ連邦政府の文書管理と司法統制」(上)(下)「法律時報」74 巻 2～3 号 2002 年 2 月～3 月
- 11 仲本和彦「米国連邦政府における文書管理」「行政&ADP」Vol.35 No.6 1999 年 6 月
- 12 安藤正人『記録史科学と現代—アーカイブズの科学をめざして』吉川弘文館 1998 年 6 月
- 13 小玉正任「諸外国の公文書館」「第 7 回公文書館等職員研修会受講資料 別冊」1994 年 11 月
- 14 小玉正任、柴田和夫「第 12 回国際公文書館大会及び米加両国国立公文書館等について」「北の丸」第 25 号 1993 年 3 月
- 15 Society of American Archivists. *Directory of Archival Education in the United States and*

Canada 1999-2000. Chicago: Society of American Archivists, 1999.

カナダ

- 1 国立公文書館〔National Archives of Canada〕ホームページ

<http://www.archives.ca/>

参照した主なページ

政府機関向けサービス〔Service to Government〕 http://www.archives.ca/06/06_e.html

パフォーマンス・レポート〔Performance Report - Estimates for the period ending March 31, 2002〕

http://www.archives.ca/04/042812/docs/NA0102dpr_e.pdf

ガティノー保存センター〔Gatineau Preservation Centre〕

http://www.archives.ca/13/1302_e.html

- 2 小玉正任、柴田和夫「第 12 回国際公文書館大会及び米加両国国立公文書館等について」「北の丸」第 25 号 1993 年 3 月